

九都県市首脳会議「子どものための養育費を確保する制度の実現について」 に係る要望活動の実施について

九都県市首脳会議における合意に基づき、本村 賢太郎 相模原市長が、九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)を代表して、子どものための養育費を確保する制度の実現について、国に対して要望活動を実施しますので、お知らせします。

- 1 日 時 ①令和2年12月9日(水)午後1時30分
②令和2年12月9日(水)午後2時30分
- 2 場 所 ①厚生労働省(中央合同庁舎5号館)
②法務省(中央合同庁舎6号館)
- 3 面 談 者 ①三原 じゅん子 厚生労働副大臣
②上川 陽子 法務大臣
- 4 提 出 者 本村 賢太郎 相模原市長
- 5 同 席 者 義家 弘介 衆議院議員、あかま 二郎 衆議院議員
- 6 要望内容 別紙1のとおり
- 7 報道取材について
 - 冒頭取材の御案内は別紙2を御覧ください。
 - 三原厚生労働副大臣との面談については報道関係者へ公開いたしません。

問合せ先

[九都県市首脳会議について]

広域行政課 電話:042-769-8248

[要望内容について]

子育て給付課 電話:042-769-8232

子どものための養育費を確保する制度の実現について

父母の離婚等に起因するひとり親世帯において、子どもの健やかな成長と未来のために養育費は欠かすことのできないものである。

しかしながら、平成28年度全国ひとり親世帯等調査によると、母子世帯において離婚した父親との間で養育費の取決めをしている世帯は42.9%、現在も養育費を受けている割合は24.3%にとどまっており、養育費の不払いはひとり親世帯の貧困の要因の一つとされている。

国においては、「不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース」及び「養育費不払い解消に向けた検討会議」を設置し、この問題に対する検討が幅広く行われているところではあるが、昨今の新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う地域経済や雇用情勢の悪化による収入減少は、養育費の支払履行にも影響を及ぼしていると考えられる。

については、養育費を確保する制度及び親が養育費に関する知識を学べる環境の早期実現に向けて、次のとおり要望する。

- 1 強制執行認諾文言付公正証書等の債務名義になる書類の作成義務化や作成費用の無償化、専門家等への相談費用に対する補助など、養育費の取決めが徹底されるために必要な支援や、取決めをしたが養育費を受け取れていないひとり親世帯への支援を速やかに具現化すること。
- 2 子どもの権利を等しく守る観点から、国の責任において、子どもの立場に立った「養育費や面会交流の取決め」を促すとともに、離婚が子どもに与える影響や養育費の重要性を学ぶ「親支援講座の受講」について、離婚前の親が住民登録地にかかわらず受講できるよう、全国一律に機会を設け、家庭裁判所等において、統一的な内容の講義を実施するなど、非監護親が養育費を自発的に払うようになるために必要な仕組みを整えること。

- 3 「養育費は子どもの健やかな成長と未来のために必要なもの」という考えを普及させるために、テレビや公共交通機関で啓発動画を流すなど、日常生活場面での広報を行い、国民の理解の向上を図ること。

令和2年12月 9日

法務大臣 上川陽子様

厚生労働大臣 田村憲久様

九都県市首脳会議

座長	川崎市市長	福田紀彦
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	森田健作
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市市長	林文子
	千葉市市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

九都県市首脳会議・養育費問題に関する要望申入れについて (冒頭取材の御案内)

令和2年12月7日

法曹記者クラブ加盟各社 御中
厚労記者クラブ加盟各社 御中
相模原市政記者クラブ加盟各社 御中

法務省大臣官房秘書課広報室

1 日時及び場所等

日 時 令和2年12月9日(水)午後2時30分メド

場 所 大臣室(19階)

※ 広報室係員が会場まで御案内いたしますので、午後2時15分までに法務省19階記者会見室にお集まりください。

※ 取りやめ、又は開始時間、場所が変更になる可能性があります。

2 内容等

義家弘介衆議院議員、あかま二郎衆議院議員同席のもと、本村賢太郎相模原市長から、九都県市首脳会議による「子どものための養育費を確保する制度の実現についてに関する要望」の申入れが行われるもの。

3 出席者

義家弘介衆議院議員、あかま二郎衆議院議員、本村賢太郎相模原市長

4 冒頭の御挨拶

法務大臣 上川陽子

5 取材範囲

申入れから上川法務大臣の挨拶まで(5分程度)

6 取材方法

(1) スチル・カメラ、ビデオ・カメラによる撮影となります。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ビデオ・カメラ(ハンデ

カメラを除く。）は、代表1台による撮影をお願いする場合があります。

ペン記者は、カメラ取材が行われている間、会場に入場できますが、出席者等に対するインタビューは御遠慮ください。

(2) 照明は、手持ちライト又はストロボを使用してください。

(3) 記者(カメラマン等を含む。)は、必ず自社の腕章、記者証等を着用してください。

(4) 撮影及び撮影後の退出は、静粛かつ円滑に行ってください。

なお、職員の指示があった場合には、これに従ってください。

7 その他

(1) 取材を希望される社は、12月8日(火)午後4時をメドに適宜の方法により、広報室報道係(瀧本・中村：03-3592-5396)までお知らせいただくよう、御協力をお願いします。

(2) 法務省建物内及び敷地内でのぶら下がり取材は御遠慮ください。